

小城市男女共同参画プラン策定懇話会設置要綱

平成 17 年 7 月 1 日

告示第 178 号

改正 平成 27 年 2 月 26 日告示第 9 号

(設置)

第 1 条 女性の社会参画を図り、男女共同参画社会の形成を目指すために、小城市男女共同参画プラン策定懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 懇話会は、次の事項を所掌する。

- (1) 男女共同参画プランの策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画に関し必要な事項

(組織)

第 3 条 懇話会は、委員 15 人以内で組織する。

- 2 委員は、男女共同参画社会づくりに関心と見識を有する市民及び学識経験者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、懇話会の所掌事務が終了したときまでとする。

- 2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 懇話会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、懇話会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 懇話会は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

(関係者の出席等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、関係者に懇話会への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第8条 懇話会の庶務は、総務部企画政策課において処理する。

（その他）

第9条 この告示に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。（平成17年7月1日）

附 則（平成27年2月26日告示第9号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。